

【掲載内容】

◎第64回全九州ろうあ者大会及び聴覚障害者問題に関わる研修分科会参加者報告

◎第43回全九州手話通訳者研修会参加者報告

「目指そう！手話言語法・合理的配慮の制度化を！」のスローガンの下、

9月5日（土）6日（日）の二日間、日本のひなた宮崎県の宮崎市民プラザ・宮崎県福祉総合センター・宮崎県聴覚障害者センターで、第64回全九州ろうあ者大会・第43回全九州手話通訳者研修会が開催されました。大会一般参加者申込数は942名でした。

下記に各分科会の報告を致します。

【共通研修会（合同）】 ①

報告者：大分県 阿部敬信

今回の共通研修は、愛知教育大学教授の小田侯朗氏による「障害者権利条約とろう・聴覚障害教育のあり方」であった。

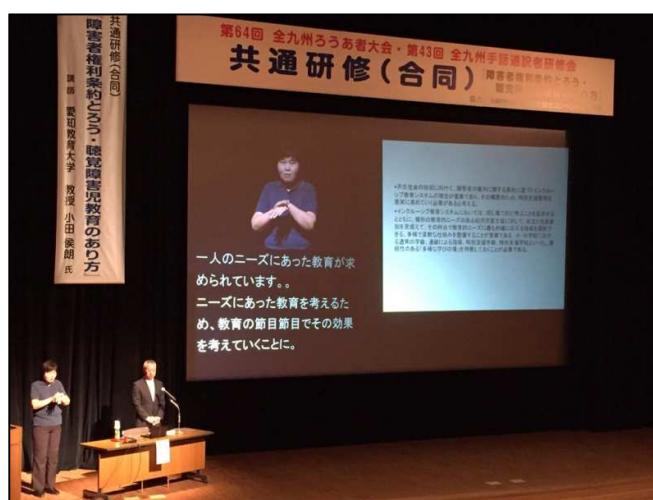
障害による差別が法律によって禁止される時代が到来した。平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行される。同法律の第一条には、法律の目的として、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と高らかに謳われている。「ともに生きる社会」、すなわち「共生社会」の実現が示された画期的な法律といえる。これは、平成26年2月に日本が「障害者の権利に関する条約」を批准したためである。これに伴い、国内法を整備する必要が生じたことから、本法律が成立したのである。

そして、小田氏による講演では、小田氏が専門とするろう・聴覚障害教育との関連について丁寧な説明がなされた。障害のある子どものための教育の分野においても、「障害者の権利に関する条約」との整合性を図るために、「インクルーシブ教育」の構築が行われている。障害のある子どももできる限り通常の教育の場で、障害のない子どもとともに学ぶことを目指している。単に通常の教育の場にいればよいのではなく、「合理的配慮」を行うことによって、障害のある子どもが学んでいるという充実感と達成感をもつことが大切であると語られた。

一方で、聴覚障害のある子どもはどうだろうか。通常の教育の場で、本当の意味で子ど

も同士のコミュニケーションを行うことができるのだろうか。手話を身につけることができるのであろうか。これまで我が国の聴覚障害教育において、ろう学校はまるでろう者のふるさとであるかの如く、ろう者にとってかけがえのない場として機能してきた。それは現在の聴覚障害のある子ども、これから生まれてくる聴覚障害のある子どもにとっても同じであろう。そんな大切な場が、今まさに解体されようとしているのではないか。私は、小田氏の講演を拝聴して、こんな危機感を覚えた。

小田氏は最後に2点ほど重要な指摘をされた。それは「インクルーシブ教育と聴覚障害のある子どもの集団との関係のあり方」であり、「ろう学校教員の手話の質の問題」であった。特に前者は、私が覚えた危機感と一致するものであろう。そして、後者はこれからますます重要性を帯びてくる聴覚障害のある子どもの集う場、すなわち、ろう学校に対する聞こえる大人の責任のとり方が重要な意味をもってくるということではないかと感じた。



【共通研修（合同）】 ②

宮崎県 高鍋手話サークル 荒川真任

九聴連理事 福田 九氏から人工内耳を装着する子供が増え、インクルーシブ教育の推奨により、ろう学校の生徒が減少している状況が続いており、手話を獲得する機会が減ってきている。インクルーシブ教育を受けている聴覚障害児に対しても、手話の会得機会と情報が完全に保障される環境作りを目指していきたい。その為にも手話言語法、手話言語条例の制定への取り組みが大切ではないか、との基調報告がありました。

次に愛知教育大学の教授 小田 侯朗氏から「障害者権利条約とろう・聴覚障害児教育のあり方」というテーマでの講演がありました。最初の挨拶から手話を交えてのお話があり、手話通訳をつけずに講演されるのかと思う程、スムーズな手話で驚いてしまいました。

前半はミラノ会議からサラマンカ声明、障害者権利条約などの一連の流れを聴覚障害児の立場で説明され、私自身聞いたことがあるという程度の言葉がスーッと頭に入り繋がっていくような本当に分かりやすいお話でした。

後半は、ろう学校・特別支援学校の実状と変化に関してのお話をいただきました。インクルーシブ教育により特別支援学校で学ぶ聴覚障害児が減ってきている事や、個人個人の教育的な配慮などにより、先生・生徒が1対1で勉強する事も増えているということでした。マンツーマンという事で良くなった部分もありますが、他の生徒との意見交換や手話表現の違いを見る機会が減ってきているというデメリットもあるということでした。

今回、聴覚障害児の教育環境の状況を知り、手話を学ぶ私たちに何ができるのか、どういった取り組みをしていくのか本当に考えさせられる講演だったと思います。

次回は大方での開催ということで、都合がつけば是非来年も参加したいと思います。

◎聴覚障害者問題に関する研修分科会

【第一分科会（手話）】

熊本県 吉野 綾

研修分科会「手話」、講師長谷川氏の分科会に参加しました。

ろうあ運動発祥の地、群馬県の小暮旅館の話から始まり権利運動の話に進み、アイラブパンフ運動では、聴覚障害者の理解が進み、we love コミュニケーションでは、改正障害者基本法に言語（手話含む）と明記される成果を挙げ、他国が障害者権利条約批准されていくなか、国内では、例えて言うと、種をまき水をやり栄養を与え着実に批准へと進んでいった話、そして鳥取県での手話言語条例後には、ホテルや道の駅で、店員さんから手話で話しかけられて驚いた話、石狩市のイオン職員手話研修後、ろうあ者がイオンに行くようになった話、そして制度後聞こえる人ろうあ者の意識が変わっていった話など、これからは手話言語法制の実現へ！ 私たちの団体は「ろうあ者による、ろうあ者のための、ろうあ者の組織」との話でした。長谷川氏の話は、実体験を交え地元奈良での、早期教育の取り組みの話など、とても興味深い話でした。

【第2分科会（労働）】

熊本わかぎ 清田 富貴子

『障害者総合支援法による労働環境について』をテーマに就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業の事業概要等の説明があり、今まであいまいだった各事業の内容が把握できた。

現在、障害者雇用数は着実に進展しているが、障害者の雇用率は1.65%で、特に中小企業の取り組みが遅れていることから中小企業に対し地域就労支援機関による支援の充実が求められている。また福祉施設などから一般雇用への移行についても、地域における福祉施設等や教育機関、労働関係機関が連携した支援体制の整備が求められており、今後、障害者の雇用・就労を一層促進する観点から検討を行うため「地域の就労支援のあり方に関する研究会」が開催された。

地域の就労支援機関の体制や就労支援の状況、連携のあり方等について地域差が大きいということから、都道府県別に全国の雇用、福祉、医療等の統計データをまとめてあったため、自分の地域の状況や他県との比較ができた。しかし、聴覚障害者に特化した資料ではなく、障害者（身体・知的・精神）の統計データだったため、聴覚障害者の実態は把握できなかった。

分科会後半はグループ討議があり、聴覚障害者の就労に関する体験談等を聞くことができた。なかには「機械の音が聞こえないと危ないから雇用できない」とか「どうやって指示をすればいいかわからないから雇用できない」など他にも差別ともとれるような言い方をされている事を聞き、私たち手話サークルとしても聴覚障害者に対する社会的理解の啓発に力を入れ、これからも聴覚障害者の方たちと共に活動する事の大切さを痛感した。



【第3分科会（福祉）】

長崎県 藤村まゆみ

聴覚障害者問題にかかわる研究分科会「福祉」に参加して

9月5日、宮崎で開催された第64回全九州ろうあ者大会・第43回全九州手話通訳者研修会において「福祉」の分科会に参加しました。

講師は、全日本ろうあ連盟事務局長久松氏。演題は「今後の福祉施策について」
現在、手話が言語と認められ、来年から施行される「障害者差別解消法」を共に考え、どのような行動をし、どこまでを「差別」とし、どこまで「合理的配慮」を求めるのか、というこれからの福祉のあり方に対応するために私たちに必要な、考え方、知識、求められる行動について、参加者の体験を聞き、参加者の意見を引き出しながら、話を展開されていきました。

参加者は、ほとんどが聞こえない人という、聞こえない人たちがこれからの福祉に対する興味・関心が高いのだと改めて感じました。40人余りの参加者の中に聞こえる私たちは、マイノリティーでした。そして、久松氏が、国が掲げている法律を、よく理解する

ために、具体例や参加者の経験例や、考え方、感じ方を取り上げながら、話を聞いている（見ている）私たちの理解が深まる方法で、より身近に感じられるように話をしている様にひきつけられてしまいました。

聞こえないから知らないで、済ませてはいけない、知る努力をしよう。そして、合理的配慮はどこまで求めるべきなのか、「差別」「差別」と声を上げるばかりではなく、どこがどのように「差別」であるのか？を整理するために、参加者が経験した差別を、『それは本当に差別だったのか？君が選手になれなかったのは、聞こえないという差別からなのか、君が選手になる技術・能力がなかったのではないか？』と問いかけていくなかで、「差別」とは何か？を改めて考えさせられました。

後半のグループ討議のなかで、差別をするのは何も健常者ばかりではなく、同じ障害者も差別をする、同じ聞こえなく同士なのに「ろう学校卒業」か「普通学校卒業」か、で区別をする、そのような意識は、障害のあるないにかかわらずあるのではないのか？という声も上がり、ここでも改めて「差別」という事を考えさせられました。

久松氏が言った言葉でとても印象的だったのは、『差別解消法ができた、手話言語法ができた、障害者も健常者も変わらない、何も区別がない、差別がない社会になった時に障害手帳はいらない、とみなさんは言いますか？障害年金はいらないと言いますか？』と問いかけられました、差別がなくなった時に障害者であるという証明の手帳が、必要になるのだろうか？と久松氏は考えているようでした、大きな課題をなげかけられたように感じました。改めて、障害・差別と向き合う時間となりました。

【高齢研修会】

福岡県 豊崎 由佳

9月5日全九州ろうあ者大会高齢分科会に参加して。

「昭和の懐かしい手話」というテーマに惹かれて参加した。講師の大杉氏より、九州の手話の本が「わたしたちの手話」以前に3冊発行されていると聞き、通研発行の1冊しか知らない事を恥ずかしく思った。しかも1冊は100年も前の事。鹿児島で発行されたそう。もう1冊は50年前で北九州、中身を比較すると違いや変遷がよくわかった。日本各地で年代別に手話を聞き取り調査し、動画にしてデータベースを作っていた。とても大変な作業だと感心した。

実際に70代の手話表現（水、ピンクなど）50代、30代等を動画で見せて頂き、また、今は聞かない言葉（女学生）の手話等いろいろ見る事ができて、楽しかった。大学での研究として行っているとはいえ、よく調査研究しているし、またわかりやすくまとめていた。高齢ろうあ者にも分かりやすい、また魅力的な説明で参加してよかった。ネットで誰でも見られるのでアクセスして下さい、と言われたがネットがない私はもっと見せて頂きたかったなあ。

【女性研修会】

鹿児島県 手話サークル まなづる 高坂紀子

テーマ「子育て・ひきこもり・そして真の教育とは」

2015年9月5日(土)13:00~17:00 宮崎市民プラザ・大会議室で開催。

講師、早瀬憲太郎氏(学習塾早瀬道場 塾長)

参加者100人を少し超える、熱気あふれる会場で研修はスタートしました。教育は、家・学校・地域といろいろあるけれど、家庭教育についての話をしますと、あっという間の4時間が始まりました。

早瀬さんの塾の話から。3歳児から高校生までの子どもたちが通う塾を運営しています。3~4人を1クラスとして、国語など教えています。そのほかに、社会人のクラスもあり、社会で苦しい思いをしている大人を対象に、年齢にあった教育を考えているということです。題名にある「ひきこもり」の子どもも、3人通っているそうです。

大人のクラスは、一人ずつの個人指導だそうです。会社で、人と比べられて苦しい思いをしているので、また比べられるのは嫌だと思える人が多く1対1での指導を行っている。

コミュニケーションについての話。この話は、ろう者の問題に限らず、子ども、老人にも言えることだと思って聞いて？《見て？》いました。

1対1、1対多などの、自分のコミュニケーションを思い浮かべるかもしれませんが、それとともに大事なものは「他者のコミュニケーションです」他者が、他者とコミュニケーションをとる様子を見たり、聞いたりすることで、自分を膨らませることができ、自分で経験したことに、上乘せできる、つまりは世界が広がることに通じるということ、早瀬氏の母親が電話の時に手話を使っていたので、母の交流を見ることで、世界が広がったのだということをお話されました。まー、面白い話でした。

ほかの家では、「あなたは関係ないから」と、言われて、母の世界は自分とは関係ないんだと思ってしまい、ほかの世界を見る機会を失わせてしまうのだと早瀬さんは言います。

自分の世界だけでは、経験も足りなくて、特にろう者は自然に入ってくる音声の情報が無いために、狭い世界で、自分で判断しない、エサを待っているヒナみたいになってしまうのだと話していました。そうになると、成長とともに、人に依存してしまい、引きこもりの原因ともなってしまうのだと。

東北大震災の時の話、お母さんの感動の話。まだまだ、書ききれない、勉強になりつつ、楽しくって仕方がない話が続きました。

質問の時間に「聞こえない子どもを育てるときに気を付けることはなんですか？」との質問に対する答えも、とてもすてきでした。

早瀬氏：「気を付けることなんかありません。どんな子どもでも、子育ては大変です。それよりも、聞こえない子どもが生まれたことで、親たちの世界も広がるのだと、考えたらどうでしょうか？」 書ききれない、充実の研修でした。



【青年研修会】

長崎県 芳賀 紗矢香

青年研修では、テーマ「障害者差別解消法と青年部の関わり」について

講師は一般財団法人全日本ろうあ連盟青年部中央委員の廣田喜春氏に講演をしていただきました。参加者は54名。

このテーマでは主に1. 障害者差別解消法とは 2. 合理的配慮とは 3. 「差別」とは？ 4. 青年部の活動の意義についてお話ししていただきました。

障害者差別解消法を制定、成立した理由は①国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環②すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図る③障害を理由とする差別の解消を推進することとなっているそうです。

また障害者差別解消法には26の本則の条文と附則があり①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないと規定していると説明していただきました。

また障害者差別解消法では、行政機関、事業所は障害者に対して不当な差別的な取り扱いを禁止しています。また合理的配慮の提供は、行政機関は提供義務、事業所は提供努力義務となっているが合理的配慮とは具体的な基準はなく、また何が不当な差別的取り扱いになるかということが決まっておらず今後ガイドラインを策定していくとなっているそうです。

では合理的配慮とは、障害者権利条約第2条には「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享受し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

障害者が他の者と平等になるために個々にあった配慮をしなければならないが過度の負

担を課さないとは「障害者のために機械を導入したり、通訳を雇うために費用が必要だがそのために費用を使っていると事業所、会社が倒産してしまう。倒産しない程度にサービスを提供しなければならない。」ことであると説明し、サービスをどこまで提供するのかの基準がないため廣田氏は地元を持って帰って話し合うように言われました。

廣田氏の講演後、九州の青年部4名に自分が受けた差別について経験談をみんなの前で発表しコーディネーターである廣田氏が差別を受けたことに対しての疑問を4人や受講生に質問をし討論をしました。

また21時から青年研修の参加者及び他の研修会に参加していた青年部やサークル会員、全通研の会員の40歳未満の人たちで交流会がみな楽しそうにおしゃべりしました。

◎全九州手話通訳者研修会

【第一講座（運動・人権）】

佐賀県 山口 美由紀

「聴覚障害児童の居場所作り～学校と地域との連携～」

「手話言語法」の制定に向けて様々な取り組みがなされていますが、そのような中で、聴覚に障害をもつ子ども達の居場所作りの視点から、支援のあり方や取り巻く状況等についての研修でした。京都市聴覚言語障害者センターの加藤桂子氏からは、放課後デイサービス「にじ」の取り組み、NPOデフNet.かごしまの澤田利江氏・福島健三氏からは、放課後デイサービス事業「デフキッズ」について、大分県立豊学校実習教師河津知子氏からは自らが代表を務める、かわづ寺子屋「ふくろう」の活動について、それぞれ始まったきっかけや、活動内容、今後の課題等を中心に発表があり、それをもとに質疑応答し、その後グループ討議で意見交換を行いました。今回の研修会に参加して感じたことは、子ども達にとって、手話が中途半端だと考える力も中途半端になりがちであり、知識を習得するためには手話が必要であるという事。聴覚に障害をもつ子ども達にとって、同じ仲間がいることは安心感につながり、本音が言える場、生き生きと話せる場、「ろう」として自信を持つことができる「集団」の力は不可欠だという事。同時に、私達が地域でできることは何なのか、大きな課題だと思いました。

【第二講座（手話サークル活動）】

宮崎県 日向手話サークル 緒方嘉代

全九州手話通訳者研修会第2講座は、『手話サークル活動について』をテーマに2部構成で行われ、55名の参加がありました。

一つ目は、「南海トラフ巨大地震、津波について」宮崎県危機管理課南海トラフ巨大地震

対策担当の蛭原真治氏から講演を頂きました。まず、4年前に発生した東日本大震災のDVDの上映があり、記憶が薄れいく中で、自然災害に対する無力さを痛感しました。自分の命は自分で守る！地震が起きたら、まず机などの下に隠れ身を守り、むやみに外には出ない、逃げる際は歩いて遠くではなく高い所に逃げるのが基本とのこと。阪神淡路大震災の救出状況は、自分・家族・友人・隣人・通行人が97.5%をしめ、逃げ切った後に救助の手がまわったとの報告でした。震災後、孤独・生活の目途がたらず絶望感・病気の悪化などによる震災関連死を防ぐためにも逃げ切った人を今までの様な生活に取り戻すための支援が大切なので、手話通訳者として九州内のネットワーク作りなどを確認して欲しいとのことでした。

二つ目は、「ろう者から学ぶ手話～その魅力あることば」～日本手話で生きる、ろうの私～と題して、大分県聴覚障害者協会認定手話講師の三浦弘美氏から講演を頂きました。先天性ろう者で、4歳で入園したあけぼの学園の説明と生活の中で自然に身についた日本手話の話しや会社からガラス加工の技術が認められ2ヶ月間出張した中国上海での民族・食文化の違い、交通ルールなどの体験談を写真と共に語って下さいました。講師の希望で、半分以上が読み取り通訳なしということもあり、参加者は真剣な眼差しでした。手話通訳者に臨むこととして、地域社会の中で自然に見かける手話での会話・手話を言語として通訳者のレベルアップ、ろう者に通じる手話・意味ある手話表現技術習得・ローマは一日にして成らず・継続は力なりの気持ちで続けて欲しいと締めくくられました。



<編集後記>

季節も変わったこの時期になりましたが、大分大会の報告をさせていただきます。誠に遅くなり、申し訳ありません。原稿を書いて頂いた皆様、各県の理事通信員の皆様に、ご協力の感謝を申し上げます。

九州手話サークル連絡協議会
 (事務局)：森 保夫
 〒861-0143
 熊本県熊本市北区植木町大和 34-2
 (発行責任者)：中元 教博
 (広報担当者)：草野 徳 (長崎県)
 (発行年月日)：平成 27 年 11 月 24 日